簡易入札執行に関する説明事項

1．見積等

(1)簡易入札に参加をしようとする者(以下「見積人」という。)は、仕様書、図面、契約書(案)(以下「仕様書等」という)を熟覧のうえ見積りをして下さい。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、質問受付期間内において関係職員の説明を求めることができます。

(2)見積書は、封かんのうえ、件名及び見積人の氏名を表記し、入札公告で指定した日時までに提出して下さい。(郵送による場合は、入札公告で指定した日時までに到着していること。)

(3)見積書の金額は、税込金額として下さい。

(4)見積書様式については任意様式です。

(5)宛名は「港湾空港技術研究所長」として下さい。

2．見積書

見積書には、件名、金額(税込)、見積年月日並びに見積人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、法人の場合は社印及び代表者の印、個人の場合はその者の印を押印して下さい。

社印または代表者印のいずれかを欠く場合、見積人が法人の代表者と異なる場合など上記の記載によれない場合は、見積書提出の際にその旨をお伝え下さい。

3．無効の見積

次の各号の一に該当する見積りは、無効とします。

一　見積金額を記載していない見積り又は見積金額を訂正した見積り

二　2．の記載及び押印を欠く見積り

三　誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

四　その他見積に関する条件に違反した見積り

4．契約の相手方の決定

有効な見積りをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りをした者を契約の相手方とします。

5．同価格の見積者が2人以上ある場合の落札者の決定

(1)契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定します。

(2)前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積りに関係ない職員にくじを引かせます。

6．再度見積

予定価格の制限に達した見積りがない場合は、直ちに見積りをした者に対し、再度の見積依頼を行います。

7．見積書の提出がない場合

見積書の提出日時までに見積書の提出がない場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行います。

8．見積結果の開披

見積の結果は、契約予定者についてのみ通知します。ただし、見積の結果については、後日、当研究所の指定の場所において閲覧に供します。なお、閲覧の期間は1週間とします。

9．異議の申し立て

見積りをした者は、見積後、この説明事項、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。